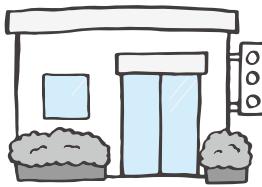


小規模事業者等持続化給付金

(第2期)

売上が減少した事業者を対象に事業の継続を支援する給付金を給付します。



▼給付額

- ① 20%以上50%未満の場合
20万円
- ② 50%以上の場合 10万円

▼申請に必要な書類

- ① 申請書
② 許約書
③ 請求書
④ 直近の確定申告書の写し
⑤ 6~8月及び前年同月の売上
が確認できる書類
⑥ 町内で事業を営んでいること
している。

▼締切り

令和3年1月15日（金）まで
(消印有効)

- ※その他、資料等の追加提出を依頼する場合があります。
※本支援制度の詳細は町ホーム
ページをご覧ください。
- ※既に3~5月の売上で申請し、
給付金を受け取った事業者も
再度申請できます。

- ・令和元年12月1日以前に創業している。
- ・町内に事業所があり、町内で事業を営んでいる。
- ・事業を継続する意思がある。
- ・6~8月までの月の1か月の売上高が、前年同月と比較して、最も売上減少率の大きい月において20%以上減少している。
- ・6~8月の売上の合計が前年同月と比較して20万円以上減少している。
- ・中小企業信用保険法第2条第1項または第3項に該当する。
- ・町税を滞納していない。

問 産業観光課

☎ (61) 5719

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

ひとり親世帯について、新型コロナウィルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しています。

▼対象 次のひとり親家庭等の方

- ・収入が減少した
- ・公的年金等受給者
- ・家計が急変した
- ・収入（所得）制限があります。

▼締切り 令和3年1月29日（金）

平日9時~18時
子育て支援課 ☎ 内線306

問・申

ひとり親世帯臨時特別給付金
コールセンター ☎ 0120(400)903

▼とき

1月4日（月）10時30分

保健センター 2階研修室



イベント等の規模縮小のお知らせ

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、規模を大幅に縮小して開催します。

令和2年度大磯町賀詞交換会

町条例表彰者の表彰式のみの開催とし、被表彰者を中心とした関係者のみで行います。

感染症予防のため、ご理解、ご協力をお願いします。

▼ところ

保健センター

2階研修室

問 政策課 ☎ 内線213

消防出初式

参加者を限定して実施します。なお、一般の方の見学はご遠慮ください。

▼とき

1月10日（日）10時

保健センター 2階研修室

▼ところ



問 消防総務課

☎ (61) 0911